

議第 19 号

高島市農林業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

高島市長 福 井 正 明

---

高島市農林業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

高島市農林業集落排水処理施設条例（平成 17 年高島市条例第 262 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 広瀬南部地区農業集落排水処理施設の項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 広瀬南部地区農業集落排水処理施設に係る令和 4 年 3 月分までの汚水量に基づき徴収する使用料については、なお従前の例による。